福岡県建築都市部公園街路課

平成２８年２月１５日制定

平成２８年３月１４日改正

平成３０年２月２７日改正

令和７年３月１４日改正

福岡県が設置、管理する都市公園における無人航空機の飛行について

福岡県が設置、管理する都市公園（以下「都市公園」という。）における無人航空機（航空法（昭和２７年法律第２３１号）第２条第２２項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）及び小型無人機（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成２８年法律第９号）（「小型無人機等飛行禁止法」。以下同じ。）第２条第３項に規定する小型無人機をいう。以下同じ。）の飛行については、次のように取り扱います。

１　定義

（１）無人航空機

無人航空機とは、人が乗ることができない飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものとする。ただし、機体本体の重量とバッテリーの重量の合計が１００グラム未満のもの（模型航空機）を除く。

（２）小型無人機

小型無人機とは、人が乗ることができない飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもので、１００グラム未満を含むすべての重量のものとする。

２　都市公園の上空における無人航空機の飛行の規制の概要

（１）空港等（福岡空港又はヘリポート）の制限表面の上空又は地表・水面から１５０ｍ以上の高さの空域の飛行

公園管理者の許可を要しない。

ただし、公園の敷地内から離陸する等、（２）の空域を経て飛行する場合については公園管理者の許可が必要である。

（２）地表又は水面から１５０ｍ未満の高さの空域（１５０ｍ未満の高さの空港等の制限表面がある場合は、その制限表面より低い空域）の飛行

イ　次の目的で無人航空機を飛行させようとする者は、当該都市公園を管理する指定管理者から福岡県都市公園条例（昭和５２年福岡県条例第１２号。以下「条例」という。）第４条第1項ただし書の規定に基づく許可を受けなければならない。

業としての写真又は映画（動画をいう。以下同じ。）撮影、報道取材、警備、測量、環境調査、自然観測、インフラ点検・保守、事故・災害対応

ロ　その他の目的の無人航空機の飛行は、原則として条例第３条第２号（他人に迷惑を掛け、又は危険を及ぼす行為）に該当し、禁止する。

（３）県営春日公園の上空における小型無人機の飛行の規制の概要

春日公園については、野外音楽堂及び第５駐車場付近を除き、ほぼ全域が小型無人機等飛行禁止法に基づく航空自衛隊春日基地に係る対象防衛施設周辺地域となっており、飛行が禁止されている。

例外的に飛行が可能となるのは同法第１０条第２項により次の場合とされており、これらの場合であっても、飛行の４８時間前までに福岡県公安委員会及び対象防衛施設管理者に対して法令に基づく書式を用いて通報する必要がある。

ただし、同項第２号（土地の所有者若しくは占有者の同意を得て行う飛行）を適用して飛行する場合は、公園管理者の許可を得た後に４８時間前の通報を行うこと。

一　対象施設の管理者又はその同意を得た者が当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行う小型無人機等の飛行

二　土地の所有者若しくは占有者（正当な権原を有する者に限る。）又はその同意を得た者が当該土地の上空において行う小型無人機等の飛行

三　国又は地方公共団体の業務を実施するために行う小型無人機等の飛行

３　都市公園における無人航空機・小型無人機の飛行の許可の要件

（１）航空法の遵守

イ　人口集中地区（平成２２年の国勢調査の結果による人口集中地区。以下同じ。）の上空の飛行は、航空法第１３２条の８５第１項第２号に係る国土交通大臣の許可（以下「国の許可」という。）を得ていなければならない。

（イ）人口集中地区の都市公園

東公園、西公園、大濠公園、名島運動公園、天神中央公園、春日公園及び中央公園の全域

（ロ）人口集中地区外の都市公園

筑豊緑地及び筑後広域公園の全域

ロ　公園の敷地上空から離陸する等、２（２）に示す空域を通過した上で、空港等の制限表面の上空又は地表・水面から１５０ｍ以上の高さの空域の飛行する場合は、航空法第１３２条の８５第１項第１号にかかる国の許可を得ていなければならない。

東公園：福岡空港の制限高である標高約５４．１ｍ又は九州大学病院ヘリポート進入表面にかかる場合はその制限高のいずれか低い方の高度から、離陸地点の地盤高を差し引いた高度を超過して飛行する場合

西公園：福岡空港の制限高である標高約１１３ｍから離陸地点の地盤高を差し引いた高度を超過して飛行する場合

大濠公園：福岡空港の制限高である標高約１０８ｍ又はＮＨＫ福岡ヘリポート進入表面・転移表面にかかる場合はその制限高のいずれか低い方の高度から、離陸地点の地盤高を差し引いた高度を超過して飛行する場合

名島運動公園：福岡空港の制限高である標高約１１４ｍから離陸地点の地盤高を差し引いた高度を超過して飛行する場合

天神中央公園：福岡空港の制限高である標高約６１ｍ又は福岡県済生会福岡総合病院ヘリポート制限表面にかかる場合はその制限高のいずれか低い方の高度から、離陸地点の地盤高を差し引いた高度を超過して飛行する場合

春日公園：福岡空港の制限高である標高約９５ｍから離陸地点の地盤高を差し引いた高度を超過して飛行する場合

中央公園：高さ１５０ｍ以上を飛行する場合

筑豊緑地：高さ１５０ｍ以上を飛行する場合

筑後広域公園：高さ１５０ｍ以上を飛行する場合

※：上記福岡空港の制限高はいずれも公園の全域を飛行する場合

※各県営都市公園の制限高については福岡空港高さ制限回答システム参照

(https://secure.kix-ap.ne.jp/fukuoka-airport/)

ハ　航空法第１３２条の８６に定められた飛行の方法によらない飛行

（イ）次の飛行は、航空法第１３２条の８６第２項各号に係る国土交通大臣の承認（以下「国の承認」という。）を得ていなければならない。

・夜間（日没から日出まで）の飛行

・機材と周囲の状況を目視により常時監視できない状態での飛行

・第三者又は第三者の建物、第三者の車両などの物件との間の距離が３０ｍ未満となる飛行

（ロ）次の飛行は、国の承認及び催しの主催者の同意を得ていなければならない。

・祭礼、縁日、展示会その他多数のものの集合する催しが行われている場所の上空の飛行

（ハ）次の飛行は、国の承認を得ていても許可しない。

・爆発物など危険物の輸送

・無人航空機からの物の投下

（２）無人航空機の種類、機能及び性能

飛行させる無人航空機は、次に掲げる条件を満たすものであること。

・複数の回転翼を有し、安定性が高いマルチコプタータイプであること。

・最大離陸重量が２５ｋｇ未満であること。

・物件に接触した際の危害を軽減する構造を有すること。

（例）プロペラガード、衝突した際の衝撃を緩和する素材の使用またはカバーの装着

・当該無人航空機を使用する飛行について、国の許可又は国の承認を得ているか、そうでない場合は、国土交通省航空局のホームページに「実際に許可・承認を行った事例」として掲載されたものと同一の機種であること。改造を施したものについては、国の許可又は国の承認を受けたもの以外は認めない。

（３）無人航空機を飛行させる者の飛行経歴、知識及び能力

「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」（平成２７年１１月１７日国空航第６８４号、国空機第９２３号。以下「国審査要領」という。）４－２の基準を満たすこと。

※当該飛行について国の許可又は国の承認を要しない場合は、公園管理者において国審査要領４－２の基準を満たしているか確認するので、無人航空機操縦者技能証明書（有効なものに限る）の写し又は国審査要領様式３を提出すること。

（４）無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制

イ　申請者は法人であること。

ロ　飛行させようとする経路及びその周辺を事前に確認し、適切な飛行経路を特定していること。

・原則として樹木や池の上空等、第三者の上空を飛行しない経路とし、園路、広場の上空の飛行は必要最小限とすること。

・池の上であっても、貸ボート供用区域（供用期間中）や野鳥が多く飛来する時期等は許可しない。

・飛行予定時間はバッテリー性能が考慮されていること。

ハ　離着陸及び操縦を行う位置は、操縦への支障や離着陸時の事故の防止、公園の一般利用への支障について充分考慮して設定されていること。

ニ　飛行する日及び時間帯は、来園者が少ない日、時間帯であること。

ホ　飛行経路全体を見渡せる位置に、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視し、操縦者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行う補助者を配置すること。

ヘ　飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないように注意喚起を行う補助者の配置等を行うこと。

ト　無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失等の非常時の対応及び連絡体制があらかじめ設定されていること。

チ　第三者賠償責任保険に加入していること。

（５）その他の要件

次の事項を遵守すること。

・第三者に対する危害を防止するため、原則として第三者の上空で無人航空機を飛行させないこと。

・飛行前に、気象（仕様上設定された飛行可能な風速等）、機体の状況（バッテリーの残量確認、通信系統及び推進系統の作動確認）及び飛行経路（第三者の立入の有無）について、安全に飛行できる状態であることを確認すること。

・取扱説明書に記載された風速以上の突風が発生するなど、無人航空機を安全に飛行させることができなくなるような不測の事態が発生した場合には飛行を中止すること。

・酒精飲料等の影響により、無人航空機を正常に飛行させることができないおそれがある間は、飛行させないこと。

・飛行目的によりやむを得ない場合を除き、飛行の危険を生じるおそれがある区域の上空での飛行は行わないこと。

・不必要な低空飛行、高調音を発する飛行、急降下など、他人に迷惑を及ぼすような飛行を行わないこと。

・物件のつり下げ又は曳航は行わないこと。業務上の理由等によりやむを得ずこれらの行為を行う場合には、必要な安全上の措置を講じること。

・無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失が発生した場合は、速やかに公園管理事務所に報告すること。

・都市公園の施設を損傷した場合は、公園管理者の指示に従い、原状に復し、又は損害を賠償すること。

・飛行の際には、無人航空機を飛行させる者は許可書の原本又は写しを携行すること。

（６）国の許可が不要であり且つ排他的に使用できる施設における飛行

アに掲げる施設内での飛行に係る要件は、上記によらず、イに掲げるとおりとする。（飛行経歴を有しない者の飛行訓練等は、これらの施設で行うことができる。）

ア　対象施設

（ア）屋内施設（航空法の規制の対象外）で県が指定するもの

・指定施設：筑後広域公園体育館

（イ）人口集中地区外（国の許可不要）にある屋外施設で県が指定するもの

・指定施設：筑豊緑地の野球場・多目的グラウンド、筑後広域公園の多目的運動場・多目的広場

※筑後広域公園の多目的広場は、原則として平日に限る。

※夜間飛行や第三者・物件等の３０ｍ未満の飛行等は、国の承認（飛行経歴等が必要）を要するので注意すること。（野球場スタンドやスコアボード、フェンスへの接近の他、公衆が自由に出入りできる隣接地との境界に飛行高度より高い障壁がない場合において公衆と接近する可能性を排除する措置を講じない場合等）

イ　要件

・有料施設を使用する場合は、当該施設の利用料金を支払うこと。

・対象施設を占用使用し、公園管理者の指示に従い、第三者が立ち入らないようにするために必要な対策を講じること。

・爆発物など危険物の輸送は国の承認を得ていても認めない。

・使用する施設の損傷を予防するために必要な対策を講じること。

・使用する施設を損傷した場合は、公園管理者の指示に従い、原状に回復し、又は原状回復に要する費用を賠償すること。

・使用する施設を損傷し、原状回復のため一般の利用に供することができない期間が発生した場合は、その期間の施設の利用料金を支払うこと。（無料施設を使用する場合を除く。）

４　各県営都市公園指定管理者への申請方法

（１）申請書類（３（６）の場合を除く）

イ　必ず提出するもの

・公園内行為許可申請書

・飛行経路図

・飛行させる無人航空機に係る資料

ロ　必要に応じて提出するもの

・国の許可に係る申請書（国審査要領様式１）及び許可書の写し

※国の許可を要する飛行の場合に提出

※申請書の添付書類の写しは不要

・国の承認に係る申請書（国審査要領様式１）及び承認書の写し

※国の承認を要する飛行の場合に提出

※申請書の添付書類の写しは不要

・無人航空機操縦者技能証明書（有効なものに限る）の写し又は無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書（国審査要領様式３）

※国の許可及び国の承認のいずれも要しない飛行の場合に提出

・催しの主催者の同意書

※催しが行われる場所の上空を飛行する場合に提出

・公安委員会及び対象防衛施設に対する通報書の写し（受理済みのものに限る）

※春日公園の対象区域の飛行の場合に限る

※公園管理者の同意を得て飛行させる場合は、公園管理者の許可後に追って提出

（２）申請書類（３（６）の場合）

ア　必ず提出するもの

・指定管理者が指定する施設利用申込み書

・誓約書

イ　必要に応じて提出するもの

・国の承認に係る申請書（国審査要領様式１）及び承認書の写し

※国の承認を要する飛行の場合に提出

※申請書の添付書類の写しは不要

（３）提出先

飛行しようとする都市公園の管理事務所に持参してください。

※事前に、次の電話番号にご連絡ください。

東公園 ０９２－４０９－０５９７

西公園、大濠公園（大濠公園能楽堂を除く） ０９２－７４１－２００４

大濠公園能楽堂 ０９２－７１５－２１５５

名島運動公園 ０９２－６８１－１２７８

天神中央公園（旧福岡県公会堂貴賓館を除く） ０９２－７１６－６７３０

旧福岡県公会堂貴賓館 ０９２－７９１－９４１５

中央公園 ０９３－８８１－１４４９

筑豊緑地 ０９４８－８２－１０２３

春日公園 ０９２－５９２－０５４４

筑後広域公園（プール、九州芸文館を除く） ０９４２－５３－４６００

筑後広域公園プール ０９４４－８５－８１５０

九州芸文館 ０９４２－５２－６４３５

５　使用料

業としての写真又は映画の撮影の場合、都市公園条例別表第１の３に掲げる使用料が必要となりますので、飛行の許可をした管理事務所が指定する方法により納付してください。

【使用料の額】

・業として写真を撮影するもの　１月以内　　　　　　　１，９８０円／件

・業として映画を撮影するもの　１４日以内　　　　　　６，６３０円／件

　　　　　　　　　　　　　　　１５日以上１月以内　１３，２７０円／件

６　関連リンク

　　・国土交通省「無人航空機の飛行の安全に関する教則」

　　　「<https://www.mlit.go.jp/common/001602108.pdf>」

　　・航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）

　　　「<https://laws.e-gov.go.jp/law/327AC0000000231>」

　　・重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）

　　　「<https://laws.e-gov.go.jp/law/428AC1000000009>」

　　・福岡空港高さ制限回答システム

　　　「<https://secure.kix-ap.ne.jp/fukuoka-airport/>」

　　・福岡県警察「小型無人機等（ドローン等）の飛行禁止区域に関するお知らせ」

　　　「<https://www.police.pref.fukuoka.jp/keibi/keibi/kinshikuiki.html>」

　　・「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」平成27年11月17日制定 （国空航第684号、国空機第923号）

　　　「<https://www.mlit.go.jp/common/001254115.pdf>」